

# 「おもいやり」「はさえあい」 から始まる瑞穂の夢まちづくり

## 瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援に関する基本計画 後期計画

平成27年3月

瑞 穂 市

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置付け及び性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 国・岐阜県・瑞穂市の動き・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第2章 瑞穂市におけるDVの現状と取り組み

1. 配偶者等からの暴力被害の実態・・・・・・・・・・・・ 6
2. 配偶者等からの暴力被害への取り組み・・・・・・・・ 8

## 第3章 施策の展開

### 目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくり・・・・・・・・・・・・ 10

#### ≪ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み≫

- ①広報啓発活動による普及
- ②学校教育における暴力予防教育

### 目標Ⅱ 保護体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

#### ≪ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援≫

- ①被害者の安全確保
- ②被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意
- ③様々な配慮を必要とする被害者への対応
- ④関係者による通報の周知
- ⑤健診等を通じたの発見と対応
- ⑥子どもの安全確保とケア

### 目標Ⅲ 総合的な連携体制づくり・・・・・・・・・・・・ 13

#### ≪相談業務の充実と関係機関との連携≫

- ①DV等に関する相談事業
- ②手続きの一元化についての検討
- ③庁外関係機関との連携強化
- ④庁内連携の強化
- ⑤関係者からの二次被害の防止

## 資 料

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・・・15
- 瑞穂市母子・父子自立支援員及び女性相談員設置要綱・・・・・・・・・・34

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画の目的

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DV被害者の多くは女性であり、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定以後、DVの防止と被害者の支援に向けて様々な取り組みが進められてきました。

平成20（2008）年1月に改正が行われたDV防止法に、DV防止及び被害者の支援のための基本計画を策定することが市町村の努力義務として規定されました。

また、平成25（2013）年7月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなり、また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

瑞穂市は、改正DV防止法を踏まえ、DV対策を充実・強化し、総合的かつ計画的に推進するため、改正DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村の基本計画を策定します。

## 2．計画の位置づけ及び性格

この計画は、

- ( 1 ) 改正DV防止法第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。
- ( 2 ) 改正DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（基本方針）」に即し、策定するものです。
- ( 3 ) DV防止法の改正や基本方針等の改訂があったときには必要に応じて計画の内容を見直します。
- ( 4 ) 「瑞穂市男女共同参画基本計画」の基本目標1の主要課題 - 2に対応しています。

## 3．計画の期間

平成22（2010）年度から平成31（2019）年度（10年間）の「瑞穂市男女共同参画基本計画」の期間に合わせて、計画年度を平成22（2010）年度から31（2019）年度の10年間とします。中間年である平成26（2014）年度に計画の見直しを行います。

DV防止法の改正や国の基本方針等の改訂の際には、必要に応じて計画を見直します。

## 4．計画の基本的視点

DV防止法の基本理念に基づき、以下の項目を基本的視点として位置づけます。

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという認識に立つこと

DVの特徴や被害の実態を十分に理解し、被害者の立場に立ったきれ目のない支援に努めること

地域課題に即したきめ細やかな取り組みを進めること

既存の福祉制度等を十分に活用すること

支援の中核を担う岐阜県との連携を強化し、他の庁内外の関係機関、民間団体との連携を広げ、強化すること

注) この計画において、「配偶者」とは、DV防止法の定義と同様に事実上婚姻関係と同様の事情ある者を含みます。なお、「配偶者からの暴力」は、恋人等親しい男女間の暴力も対象として考えています。

## 5 . 国 ・ 岐阜県 ・ 瑞穂市の動き

### ( 1 ) 国の動き

2002 (平成14)年4月

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)」が全面施行され、国及び地方自治体にはDVを防止し、被害者を保護する責務があることが法律に明示されました。

2004 (平成16)年5月

DV防止法が改正され、DVの定義の拡大 (精神的暴力、性的暴力を追加) ・保護命令制度の拡充 (子どもへの接近禁止命令等) とともに、国の基本方針に則してDV被害者の支援に係る基本計画を策定することや、DV被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確化されました。12月の施行と同時に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針 (基本方針)」が策定されました。

2007 (平成19)年7月

DV防止法が改正され、保護命令制度が拡充され、市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務として新たに規定されました。

2008 (平成20)年1月

改正DV防止法が施行となり、施行と合わせて基本方針が改訂されました。

2013 (平成25)年7月

DV防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

## (2) 岐阜県の動き

2002(平成14)年

岐阜県女性相談センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付与し、関係機関との連携のもと、女性に対する相談、休日や夜間の緊急一時保護を県独自で実施する等、DV被害者の実態に即した支援を積極的に進めました。

2004(平成16)年

DV防止法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、DV被害者の実態に即した施策を全県的に実施しました。

2009(平成21)年

第1次基本計画の各施策の検証結果を反映しつつ、より一層、総合的かつ効果的な施策を推進するため、新たな「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」を策定しました。

2014(平成26)年

現行のDV防止基本計画は、計画期間が平成25年度末をもって終了するにあたり、より一層、総合的かつ効果的な施策を推進するため、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」が策定されました。

## (3) 瑞穂市の動き

2010(平成22)年

2008(平成20)年1月の改正DV防止法の施行を受けて、これまでの取り組みを発展的に引継ぎ、充実させ、庁内の関係機関が十分に役割を果たし、更に総合的、計画的に施策を進めていくため、改正DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」を策定しました。

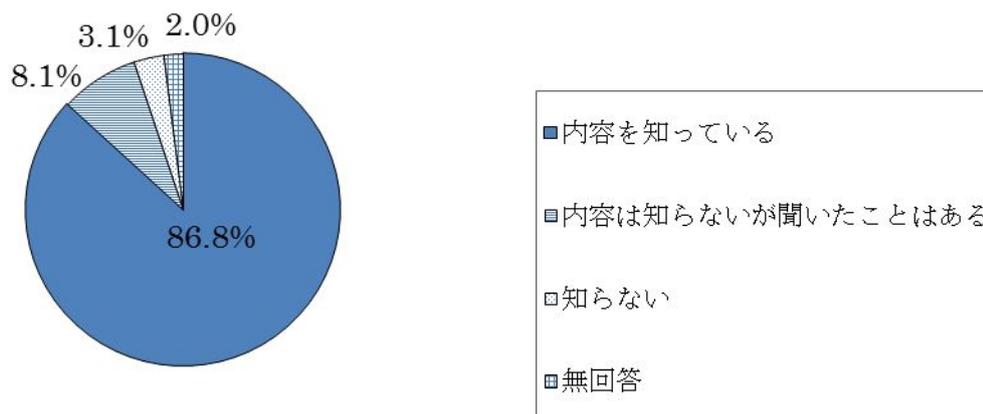
## 第2章 瑞穂市におけるDVの現状と取り組み

### 1. 配偶者等からの暴力被害の実態

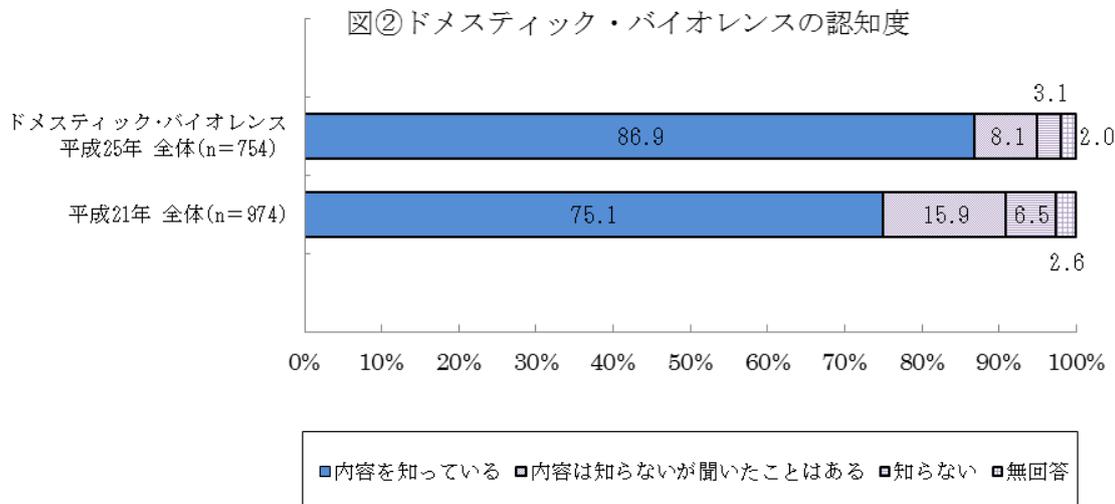
市では、男女共同参画や女性に対する暴力についての市民の意識や実態を把握するため、平成25年12月に「男女共同参画に関する市民意識調査調査」を実施しました。754名の回答者のうち「ドメスティック・バイオレンス」という用語の認知度について聞いたところ、「内容を知っている」と回答した人が86.8%と高い認知度を示しています。(図①)

平成21年1月に実施した調査では「内容を知っている」と回答した人が75.1%であり、用語の認知度は11.8ポイント上昇しました。(図②)

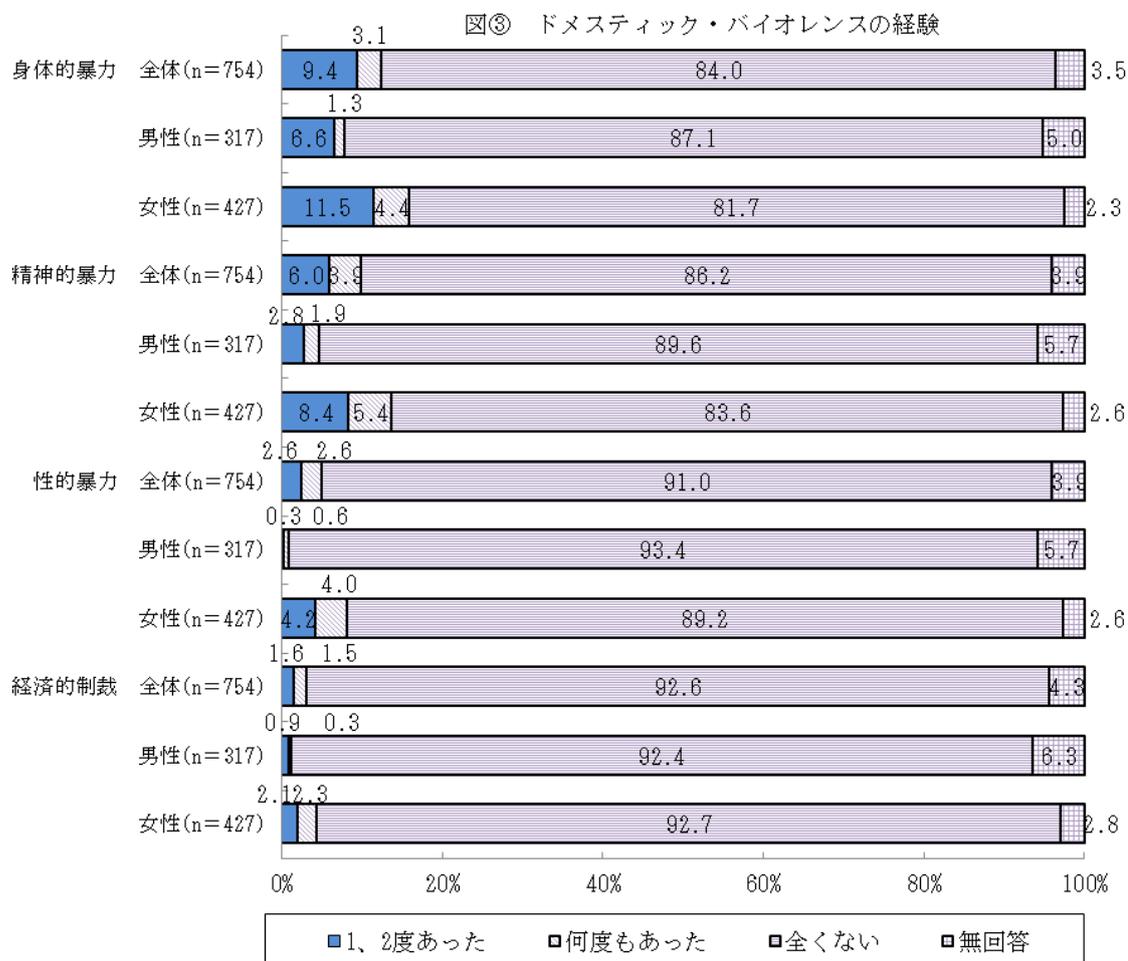
図① ドメスティック・バイオレンスという用語の認知度



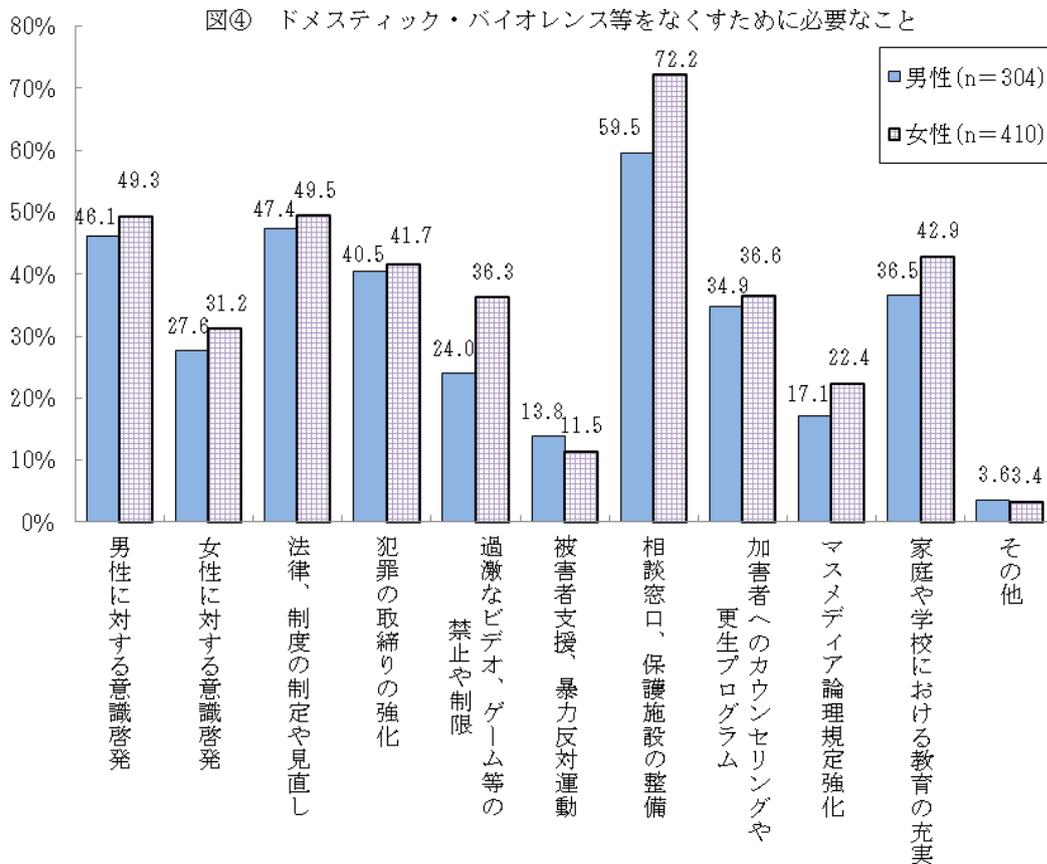
図②ドメスティック・バイオレンスの認知度



配偶者や交際相手からのDVで被害を受けた経験について聞いたところ、身体的暴力では12.5%の人が「1, 2度あった」又は「何度もあった」と答えています。(図 )



DVやセクシュアル・ハラスメント等の行為をなくすためにはどうしたらよいと思いますか(複数回答)」の設問に対して、男女ともに「相談窓口、施設の整備」(男性59.5%、女性72.2%)という回答が最も高く、次いで「法律や制度の制定・見直し」(男性47.4%、女性49.5%)、「男性に対する意識啓発」(男性46.1%、女性49.3%)が続いています。(図 )



## 2. 配偶者等からの暴力被害への取り組み

市では、県女性相談センターを中心に、DV被害者の保護や自立支援、防止のための取り組みを以下のように進めてきました。

### 相談・情報提供

#### 【相談事業】

市では、女性相談員、母子・父子自立支援員、家庭相談員を中心に、県女性相談センターと連携し、DVについての相談を受け付け、対応を行っています。

### 被害者の安全確保

#### 【母子・女性緊急一時保護事業】

配偶者等の暴力から逃れ、土日・夜間等の閉庁時でも市役所の当直又は民生委員に保護を求めてきた女性を一時的に保護しています。

### 連携の強化

#### 【市の各担当部署及び各関係機関との連携の強化】

DV被害は経済面、就業、住宅、育児及び教育等、幾種類もの問題を抱えています。DV被害者に関連のある相談や窓口の各担当部署と連携した相談業務を通じて、県女性相談センター及び警察等の関係機関と今まで以上に連携した支援に努めます。

《庁内関連部署》 市民課・医療保険課・健康推進課・福祉生活課・学校教育課・幼児支援課・企画財政課

## 二次被害の防止

### 【研修と啓発資料の配布】

二次被害とは、被害者から相談を受けた支援者等、本来は被害者の味方になるべき人たちが、暴力の責任が加害者にあるにも関わらず、被害者自身にも非があるといった、被害者を責めるような言動を取ることです。

被害者の心情を配慮し、被害者の置かれた立場を理解したうえで気軽に安心して相談できる環境を整え、被害が深刻になる前に相談できるよう、職員がDVについての理解を深める必要があります。二次被害を予防することを目的に、職員研修を実施し、職員向け啓発リーフレットを配布する等、意識の徹底を図ります。

## DVへの理解を広げる取り組み

### 【啓発リーフレットの普及】

DVについて理解を広げるため、DVの特徴や相談機関への連絡先を記載したリーフレットを市内各施設等で配布しています。

## 第3章 施策の展開

DVの防止と被害者への支援のための3つの目標をたて取り組みます。

### 目標 暴力を許さない社会づくり

ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

### 目標 保護体制づくり

ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

### 目標 総合的な連携体制づくり

相談業務の充実と関係機関との連携

## 目標 暴力を許さない社会づくり

### ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

DVは身近にある重大な人権侵害であり、社会全体で考えるべき問題であるということを市民一人ひとりがよく理解し、いかなる暴力も許されるものではないとの共通認識を持ち、男女ともに自己の尊厳を大切にしながら、お互いが一人の人間として尊重されるような社会づくりを目指します。DV被害の防止のための啓発は、一般的な人権教育・啓発だけでは不十分であり、DVについての理解を広め、深めるための取り組みを強化します。また、暴力を予防するために、学校での人権教育や若年層に向けた啓発を重視します。

施策の方向	具体的施策	担当課
広報啓発活動による普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVのメカニズムや背景、実態等について市民や医療・福祉機関等の関係者の理解が深まるよう、様々な機会を通じて広報活動を行います。</li> <li>・被害者だけでなく加害者とならないように、人権に関する研修会・学習会・講座の主催者等と連携し、思春期や青年期における生徒間での暴力及び恋人からのデートDV等、加害者防止に視点を置いた啓発の推進に努めます。</li> </ul>	福祉生活課 健康推進課 医療保険課 学校教育課 企画財政課 秘書広報課
学校教育における暴力予防教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育を通じて、どんな理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。</li> <li>・人権教育において、学校等での全ての教育活動を通じて「高齢者」「障がい者」等の人権問題について、正しい人権感覚を身に付けるよう指導します。若年層が主体的に考えることができるよう、公民館、総合センター、コミュニティセンター等において予防のための学習の場をつくり、近隣大学との連携のあり方を検討します。</li> </ul>	学校教育課 福祉生活課 生涯学習課

## 目標 保護体制づくり

### ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

DVは、家庭内で起こる傾向があり、外部からは発見しにくく、被害者だけでなく同伴する家族の生命を脅かす危険があるため、緊急時には迅速な対応が重要です。また、様々な状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。関係者からの情報提供や通報についての理解の浸透を図るとともに、関係機関と連携して被害者の安全を図ります。

様々な施策や制度を活用して被害者の立場に立ったきめ細やかな支援を行います。

施策の方向	具体的施策	担当課
被害者の安全確保	・女性等緊急一時保護事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。	福祉生活課
被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	・住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、児童手当等、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。	全課
様々な配慮を必要とする被害者への対応	・障がい者や高齢者に加え、外国人等、特に支援を必要とする被害者に配慮した情報提供を行います。	福祉生活課
関係者による通報の周知	・市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。	福祉生活課 健康推進課 企画財政課
健診等を通じた発見と対応	・子どもの健診等を通してDVの発見に努め、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。	福祉生活課 健康推進課 学校教育課 幼児支援課
子どもの安全確保とケア	・児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。 ・子どもと日常的に接している学校や幼稚園、保育所等の関係者が、DVが子どもに与える影響を理解し、子どもが置かれている状況や子ども自身の状態を把握した上で適切な対応が行われるよう働きかけます。	福祉生活課 健康推進課 学校教育課 幼児支援課 小・中学校 保育所 幼稚園

<p>被害者の自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。</li> <li>・被害者の置かれている状況に対する認識を共有しながら連携を図り、被害者の意思が尊重される形で生活再建の道筋が見つけられるよう、自立に向けた実効性のある支援体制づくりを目指します。</li> <li>・被害者の回復の一助として、被害者の心理的な安定、回復を支援します。</li> </ul>	<p>福祉生活課 健康推進課</p>
-----------------	--	------------------------

## 目標 総合的な連携体制づくり

### 相談業務の充実と関係機関との連携

DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決にむけては、市の様々な相談や窓口の担当部署が連携して対応することが欠かせません。また、岐阜県女性相談センターや警察のほか、医療機関や学校等と連携して、それぞれの役割を活かした支援のネットワークを強化していきます。

施策の方向	具体的施策	担当課
ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談員、母子・父子自立支援員、家庭相談員が中心に県女性相談センターと連携し、DVについての相談に対応します。</li> <li>・様々な機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。</li> </ul>	福祉生活課
手続きの一元化についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の負担軽減のため、必要書類の共通部分の共有化や窓口の一元化についての検討を行います。</li> </ul>	全課
庁外関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察や県等の関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。</li> </ul>	福祉生活課 健康推進課 学校教育課
庁内連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携の強化を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。</li> </ul>	福祉生活課 健康推進課 市民課 医療保険課 幼児支援課 学校教育課
関係者からの二次被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応する関係者からの二次被害を防止するため、窓口や相談業務担当者を中心に研修を実施します。</li> </ul>	福祉生活課 秘書広報課

## 資 料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

瑞穂市母子・父子自立支援員及び女性相談員設置要綱

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第一百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 第五条)

第三章 被害者の保護(第六条 第九条の二)

第四章 保護命令(第十条 第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条 第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平

等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解

積してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

（平一六法六四・追加）

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等

に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、

電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心<sup>しゅう</sup>を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）<sup>しゅう</sup>、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴

な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載

があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並

びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに

当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（平二五法七二・追加）

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関
-----	-----	-------------------

		係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。  
ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、  
第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二  
十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者から  
の身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合に  
おける当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一  
項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これら  
の規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とす  
る。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、こ  
の法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な  
措置が講ぜられるものとする。

瑞穂市母子・父子自立支援員及び女性相談員設置要綱

平成 25 年 12 月 20 日

告示第 222 号

改正 平成 26 年 9 月 30 日告示第 153 号

( 設置 )

第 1 条 市に母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく母子・父子自立支援員を、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 35 条第 2 項の規定に基づく女性相談員を、それぞれ置くものとする。

( 任期等 )

第 2 条 母子・父子自立支援員及び女性相談員（以下「相談員」という。）の任期は、1 年とする。

2 相談員は、再任することができる。

3 相談員は、非常勤とする。

( 委嘱 )

第 3 条 相談員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 8 条第 1 項又は売春防止法第 35 条第 2 項に規定するほか、瑞穂市嘱託員設置要綱（平成 15 年瑞穂市告示第 8 号。以下「嘱託員要綱」という。）第 9 条の規定に該当しない者のうちから、次に掲げる条件の一を満たしている者を市長がそれぞれ委嘱する。

( 1 ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は短期大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

( 2 ) 社会福祉士

( 3 ) 精神保健福祉士

( 4 ) 保育士

( 5 ) 社会福祉主事として、2 年以上児童福祉事業に従事した者

( 6 ) 前各号に準ずる者であって、相談員として必要な識見を有すると市長が認めたもの

(職務)

第4条 母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項に規定する職務のほか、市長が必要と認める職務を行うものとする。

2 女性相談員は、売春防止法第35条第3項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第4条に規定する職務のほか、市長が必要と認める職務を行うものとする。

3 相談員は、実情に応じ、相互に協力するものとする。

(勤務条件の取扱い)

第5条 相談員の勤務時間、休暇その他の勤務条件について、この告示に定めがない事項は、嘱託員要綱に準ずるものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日告示第153号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

**瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び  
被害者支援に関する基本計画  
後期計画**

平成27年3月

発行

瑞穂市

〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地

TEL(058)327-4111(代)

FAX(058)327-7414

編集

企画部企画財政課



瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び  
被害者支援に関する基本計画  
後期計画